

白木パノラマ孔園の設置及び管理に関する条例施行規則（平成12年3月24日規則第13号）

最終改正:平成27年12月18日規則第17号

改正内容:平成27年12月18日規則第17号〔平成28年4月1日〕

○白木パノラマ孔園の設置及び管理に関する条例施行規則

平成12年3月24日規則第13号

改正

平成14年3月28日規則第4号

平成17年3月23日規則第8号

平成27年12月18日規則第17号

白木パノラマ孔園の設置及び管理に関する条例施行規則

（趣旨）

第1条 この規則は、白木パノラマ孔園の設置及び管理に関する条例（平成12年条例第5号。以下「条例」という。）の施行について必要な事項等を定めるものとする。

（開設日及び時間）

第2条 白木パノラマ孔園（以下「孔園」という。）の条例第6条に定める有料孔園施設の開設日及び開設時間は、次のとおりとする。ただし、町長が特に必要と認めるときは、これを変更することができる。

（1）開設日

1月4日から12月27日まで

（2）開設時間

ア 宿泊 午後3時から翌日の午前10時まで

イ 休憩 ア以外の時間

（使用許可の申請）

第3条 条例第7条第1項の規定により、孔園の使用許可を受けようとする者は、孔園使用許可申請書（様式第1号の1及び様式第1号の2）を町長に提出しなければならない。

2 孔園の使用許可の申請期間は、使用の日の6月前から当日までとする。

（使用許可）

第4条 町長は前条第1項の規定により使用許可申請書を提出した者に対し孔園の使用を許可する場合は、孔園使用許可書（様式第2号の1及び様式第2号の2）を交付するものとする。

2 前項の許可書は、管理者の要求があれば、これを提示しなければならない。

3 使用の許可は、申請の順位によるものとする。

4 使用許可は、3名以上で申請するものとする。

（使用許可の変更）

第5条 使用の許可を受けた者（以下「使用者」という。）は、孔園の使用許可の内容を変更しようとするときは、孔園使用変更許可申請書（様式第3号の1及び様式第3号の2）を町長に提出し、その許可を受けなければならない。

（使用料の減免）

第6条 条例第11条の規定に基づく使用料の減免は、次の各号によるものとする。

（1）町又は教育委員会が主催する行事のために使用するとき。免除

（2）学校（学校教育法（昭和22年法律第26号）に基づく学校をいう。）並びに幼児教育センター（児童福祉法（昭和22年法律第164号）に基づく保育園をいう。）が教育目的のために使用するとき。免除

（3）その他町長が特に必要と認めるとき。2分の1額

2 前項の規定による使用料の減免を受けようとする者は、孔園使用料減免申請書（様式第4号の1及び様式第4号の2）を町長に提出しなければならない。

（使用料の還付）

第7条 条例第12条ただし書の規定に基づく使用料の還付は、次の各号によるものとする。

（1）天災地変等使用者の責によらない理由により使用できなくなったとき。100/100

（2）使用者が、使用の日の前日までに使用の取りやめ又は変更を申し出て町長が相当の理由があると認めるとき。100/100

2 前項の規定による使用料の還付を受けようとする者は、孔園使用料還付申請書（様式第5号）を町長に提出しなければならない。

（原状回復、退去等）

第8条 町長は、次の各号のいずれかに該当する行為をした者に対しては、原状回復若しくは孔園外への退去を命じ、又は必要な措置をとることができる。

（1）許可なくして孔園の施設等を使用した者

（2）条例又はこの規則に違反した者

（3）泥酔者、感染症疾患等公衆に著しく不快な感を起こさせ、若しくは公衆衛生上害を及ぼし、又はそのおそれがある者

（4）正当な理由なくして管理者の指示に従わない者

（保護者の同伴）

第9条 中学生以下の者が、有料孔園施設を使用するときは、保護者又はこれに準ずる者が同伴しなければならない。

（施設等の破損届）

第10条 使用者は、孔園内の施設等を損傷し、又は滅失したときは、直ちに孔園施設等損傷届(様式第6号)を町長に提出しなければならない。
(使用者の点検)

第11条 使用者は、その使用が終了したときは、その旨を速やかに届け出て係員の点検を受けなければならない。条例第15条第1項の規定による使用許可の取消し等を受けたときも、同様とする。

(補則)

第12条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

様式第1号の2(第3条関係)

白木パノラマ孔園使用許可申請書(その他の施設)					受付番号																																					
申請者	住所																																									
	氏名又は 団体責任者名			TEL																																						
使用目的				使用場所																																						
使用期間		自： 年 月 日 (泊)(休憩 時～ 時) 至： 年 月 日																																								
使用施設名																																										
使用人員		計 人		男 人 女 人		大人 人 子供 人																																				
<table><tr><th colspan="2">使用の目的</th><th>単位</th><th>単価</th><th>数量</th><th>金額</th></tr><tr><td rowspan="3">工作物等を 設ける場合</td><td>標識類</td><td rowspan="3">1平方 メートル 1日</td><td rowspan="3">5円</td><td>m² 日</td><td>円</td></tr><tr><td>競技会、展示会、博覧会、集会、祭礼その他これらに類する催しのために設けられる仮設工作物</td><td>m² 日</td><td>円</td></tr><tr><td>工事用板囲、足場、詰め所その他これらに類するもの及び、樹木、土石その他工事用材料置場</td><td>m² 日</td><td>円</td></tr><tr><td rowspan="5">孔園を使用 する場合</td><td>行商、募金、露天営業その他これらに類するもの</td><td rowspan="5">1平方 メートル 1日</td><td rowspan="5">1円</td><td>m² 日</td><td>円</td></tr><tr><td>業として写真又は映画撮影するもの</td><td>m² 日</td><td>円</td></tr><tr><td>興行を行うもの</td><td>m² 日</td><td>円</td></tr><tr><td>競技会、展示会、博覧会、集会、祭礼その他これらに類する催しをするもの</td><td>m² 日</td><td>円</td></tr><tr><td>花火等火気を使用するもの</td><td>m² 日</td><td>円</td></tr></table>							使用の目的		単位	単価	数量	金額	工作物等を 設ける場合	標識類	1平方 メートル 1日	5円	m ² 日	円	競技会、展示会、博覧会、集会、祭礼その他これらに類する催しのために設けられる仮設工作物	m ² 日	円	工事用板囲、足場、詰め所その他これらに類するもの及び、樹木、土石その他工事用材料置場	m ² 日	円	孔園を使用 する場合	行商、募金、露天営業その他これらに類するもの	1平方 メートル 1日	1円	m ² 日	円	業として写真又は映画撮影するもの	m ² 日	円	興行を行うもの	m ² 日	円	競技会、展示会、博覧会、集会、祭礼その他これらに類する催しをするもの	m ² 日	円	花火等火気を使用するもの	m ² 日	円
使用の目的		単位	単価	数量	金額																																					
工作物等を 設ける場合	標識類	1平方 メートル 1日	5円	m ² 日	円																																					
	競技会、展示会、博覧会、集会、祭礼その他これらに類する催しのために設けられる仮設工作物			m ² 日	円																																					
	工事用板囲、足場、詰め所その他これらに類するもの及び、樹木、土石その他工事用材料置場			m ² 日	円																																					
孔園を使用 する場合	行商、募金、露天営業その他これらに類するもの	1平方 メートル 1日	1円	m ² 日	円																																					
	業として写真又は映画撮影するもの			m ² 日	円																																					
	興行を行うもの			m ² 日	円																																					
	競技会、展示会、博覧会、集会、祭礼その他これらに類する催しをするもの			m ² 日	円																																					
	花火等火気を使用するもの			m ² 日	円																																					
年 月 日 江北町長 様 白木パノラマ孔園の設置及び管理に関する条例及び施行規則を承知の上、上記のとおり申請します。 申請者 印																																										
摘要					取扱者印																																					

様式第2号の2(第4条関係)

白木パノラマ孔園使用許可書(その他の施設)					許可番号																																					
申請者	住所																																									
	氏名又は 団体責任者名			TEL																																						
使用目的				使用場所																																						
使用期間		自： 年 月 日 (泊)(休憩 時～ 時) 至： 年 月 日																																								
使用施設名																																										
使用人員		計 人		男女 人		大人 人 子供 人																																				
<table><thead><tr><th colspan="2">使用の目的</th><th>単位</th><th>単価</th><th>数量</th><th>金額</th></tr></thead><tbody><tr><td rowspan="3">工作物等を 設ける場合</td><td>標 識 類</td><td rowspan="3">1 平 方 メー ト ル 1 日</td><td rowspan="3">5円</td><td>m² 日</td><td>円</td></tr><tr><td>競技会、展示会、博覧会、集会、祭礼その他これらに類する催しのために設けられる仮設工作物</td><td>m² 日</td><td>円</td></tr><tr><td>工事用板囲、足場、詰め所その他これらに類するもの及び、樹木、土石その他工事用材料置場</td><td>m² 日</td><td>円</td></tr><tr><td rowspan="5">孔園を使用 する場合</td><td>行商、募金、露天営業その他これらに類するもの</td><td rowspan="5">1 平 方 メー ト ル 1 日</td><td rowspan="5">1円</td><td>m² 日</td><td>円</td></tr><tr><td>業として写真又は映画撮影するもの</td><td>m² 日</td><td>円</td></tr><tr><td>興行を行うもの</td><td>m² 日</td><td>円</td></tr><tr><td>競技会、展示会、博覧会、集会、祭礼その他これらに類する催しをするもの</td><td>m² 日</td><td>円</td></tr><tr><td>花火等火気を使用するもの</td><td>m² 日</td><td>円</td></tr></tbody></table>							使用の目的		単位	単価	数量	金額	工作物等を 設ける場合	標 識 類	1 平 方 メー ト ル 1 日	5円	m ² 日	円	競技会、展示会、博覧会、集会、祭礼その他これらに類する催しのために設けられる仮設工作物	m ² 日	円	工事用板囲、足場、詰め所その他これらに類するもの及び、樹木、土石その他工事用材料置場	m ² 日	円	孔園を使用 する場合	行商、募金、露天営業その他これらに類するもの	1 平 方 メー ト ル 1 日	1円	m ² 日	円	業として写真又は映画撮影するもの	m ² 日	円	興行を行うもの	m ² 日	円	競技会、展示会、博覧会、集会、祭礼その他これらに類する催しをするもの	m ² 日	円	花火等火気を使用するもの	m ² 日	円
使用の目的		単位	単価	数量	金額																																					
工作物等を 設ける場合	標 識 類	1 平 方 メー ト ル 1 日	5円	m ² 日	円																																					
	競技会、展示会、博覧会、集会、祭礼その他これらに類する催しのために設けられる仮設工作物			m ² 日	円																																					
	工事用板囲、足場、詰め所その他これらに類するもの及び、樹木、土石その他工事用材料置場			m ² 日	円																																					
孔園を使用 する場合	行商、募金、露天営業その他これらに類するもの	1 平 方 メー ト ル 1 日	1円	m ² 日	円																																					
	業として写真又は映画撮影するもの			m ² 日	円																																					
	興行を行うもの			m ² 日	円																																					
	競技会、展示会、博覧会、集会、祭礼その他これらに類する催しをするもの			m ² 日	円																																					
	花火等火気を使用するもの			m ² 日	円																																					
年 月 日付け申請による孔園の使用を上記のとおり許可します。 (受託管理者)江北町長						年 月 日																																				
摘要					取扱者印																																					

様式第3号の2(第5条関係)

白木パノラマ孔園使用変更許可申請書(その他の施設)					受付番号																																					
申請者	住所																																									
	氏名又は 団体責任者名			TEL																																						
変更の理由及び内容																																										
使用目的					使用場所																																					
使用期間		自： 年 月 日 至： 年 月 日 (泊)(休憩 時～ 時)																																								
使用施設名																																										
使用人員		計 人		男女 人	大人 人	子供 人																																				
<table><thead><tr><th colspan="2">使用の目的</th><th>単位</th><th>単価</th><th>数量</th><th>金額</th></tr></thead><tbody><tr><td rowspan="3">工作物等を 設ける場合</td><td>標 識 類</td><td rowspan="3">1 平 方 メー ト ル 1 日</td><td rowspan="3">5円</td><td>m² 日</td><td>円</td></tr><tr><td>競技会、展示会、博覧会、集会、祭礼その他これらに類する催しのために設けられる仮設工作物</td><td>m² 日</td><td>円</td></tr><tr><td>工事用板囲、足場、詰め所その他これらに類するもの及び樹木、土石その他工事用材料置場</td><td>m² 日</td><td>円</td></tr><tr><td rowspan="5">孔園を使用 する場合</td><td>行商、募金、露天営業その他これらに類するもの</td><td rowspan="5">1 平 方 メー ト ル 1 日</td><td rowspan="5">1円</td><td>m² 日</td><td>円</td></tr><tr><td>業として写真又は映画撮影するもの</td><td>m² 日</td><td>円</td></tr><tr><td>興行を行うもの</td><td>m² 日</td><td>円</td></tr><tr><td>競技会、展示会、博覧会、集会、祭礼その他これらに類する催しをするもの</td><td>m² 日</td><td>円</td></tr><tr><td>花火等火気を使用するもの</td><td>m² 日</td><td>円</td></tr></tbody></table>							使用の目的		単位	単価	数量	金額	工作物等を 設ける場合	標 識 類	1 平 方 メー ト ル 1 日	5円	m ² 日	円	競技会、展示会、博覧会、集会、祭礼その他これらに類する催しのために設けられる仮設工作物	m ² 日	円	工事用板囲、足場、詰め所その他これらに類するもの及び樹木、土石その他工事用材料置場	m ² 日	円	孔園を使用 する場合	行商、募金、露天営業その他これらに類するもの	1 平 方 メー ト ル 1 日	1円	m ² 日	円	業として写真又は映画撮影するもの	m ² 日	円	興行を行うもの	m ² 日	円	競技会、展示会、博覧会、集会、祭礼その他これらに類する催しをするもの	m ² 日	円	花火等火気を使用するもの	m ² 日	円
使用の目的		単位	単価	数量	金額																																					
工作物等を 設ける場合	標 識 類	1 平 方 メー ト ル 1 日	5円	m ² 日	円																																					
	競技会、展示会、博覧会、集会、祭礼その他これらに類する催しのために設けられる仮設工作物			m ² 日	円																																					
	工事用板囲、足場、詰め所その他これらに類するもの及び樹木、土石その他工事用材料置場			m ² 日	円																																					
孔園を使用 する場合	行商、募金、露天営業その他これらに類するもの	1 平 方 メー ト ル 1 日	1円	m ² 日	円																																					
	業として写真又は映画撮影するもの			m ² 日	円																																					
	興行を行うもの			m ² 日	円																																					
	競技会、展示会、博覧会、集会、祭礼その他これらに類する催しをするもの			m ² 日	円																																					
	花火等火気を使用するもの			m ² 日	円																																					
白木パノラマ孔園設置及び管理に関する条例及び施行規則を承知の上、上記のとおり変更申請します。																																										
年 月 日 申請者 印																																										
摘要					取扱者印																																					

年 月 日

江北町長 様

住 所

氏 名
又は団体名

団体責任者
氏 名

白木パノラマ孔園有料孔園施設使用料減免申請書

白木パノラマ孔園設置及び管理に関する条例第11条及び施行規則第6条の規定により、
次のとおり孔園使用料の減免を申請します。

1 使用の場所及び施設名

2 使用の期日等

(1) 期日

年 月 日 時から 年 月 日 時まで
(泊)(休憩 時～ 時)

(2) 使用料 金 円

3 減免額 金 円

4 減免申請の理由

※審査	減 免 の 適 否	適 否
	減 免 額	金 円

年 月 日

江北町長 様

住 所

氏 名
又は団体名

団体責任者
氏 名

白木パノラマ孔園その他孔園施設使用料減免申請書

白木パノラマ孔園の設置及び管理に関する条例第11条及び施行規則第6条の規定により、次のとおり孔園使用料の減免を申請します。

1 使用の場所及び施設名

2 使用の期日等

(1) 期日

年 月 日 時から 年 月 日 時まで
(泊)(休憩 時～ 時)

(2) 使用料 金 円

3 減免額 金 円

4 減免申請の理由

※審査	減 免 の 適 否	適 否
	減 免 額	金 円

白木パノラマ孔園使用料還付申請書

使用料還付請求書(領収書)		
金 額		
請求理由		
上記の金額を請求します。 年 月 日 請求人 住 所 氏 名(団体名) 印 江北町長 様		
上記の金額を領収しました。 年 月 日 請求人 住 所 氏 名(団体名) 印 江北町長 様		
既 納 の 使 用 料	円	(受付印)
還 付 決 定 額	円	
差 引 還 付 金 額	円	

年 月 日

江北町長 様

住 所

氏 名
又は団体名

団体責任者
氏 名

白木パノラマ孔園有料孔園施設等損傷届

白木パノラマ孔園の施設を損傷しましたので、白木パノラマ孔園の設置及び管理に関する条例第14条及び施行規則第10条の規定により、次のとおり提出します。

1 破損の場所及び施設名

2 使用の期日等

(1) 期日

年 月 日 時から 年 月 日 時まで
(泊)(休憩 時～ 時)

(2) 破損の期日 年 月 日 時頃

3 破損の理由

取 扱 者 印